

## 郡山市が実施するがん検診・健康診査

※対象者の年齢は、令和9年3月31日現在の満年齢となります。  
各検診の枠内上部の [ ] は受診方法、 [ ] は受診間隔を表します。

### ① 肺がん検診 (結核健診を含む)

対象者: **40歳以上**<sup>※3</sup> 施設 毎年1回  
 \*以下の条件に該当する方は対象外となります  
 ①呼吸器疾患で治療中の方  
 ②郡山市国民健康保険以外の被保険者の方(ただし、任意継続被保険者の方は受けられます)  
 内容: 胸部X線撮影(レントゲン)  
 自己負担金: 500円

### ② 大腸がん検診

対象者: **40歳以上** 施設 毎年1回  
 \*以下の条件に該当する方は対象外となります  
 ①大腸がんの既往がある方  
 ②大腸疾患で治療中の方  
 ③前年度の検診で要精密検査と判定され精密検査未受診の方  
 内容: 便潜血検査(2日分)  
 自己負担金: 300円

### ③ 胃がん検診

対象者: **50歳以上**<sup>※3</sup> 施設 毎年1回  
 \*胃疾患で治療中の方は対象外となります  
 \*胃全摘術後の方は対象外となります  
 その他、胃内視鏡検査が適さない場合があります  
 内容: ①透視検査(バリウム)  
 ②内視鏡検査(カメラ)  
 どちらかを選択できます。  
 ただし、胃・食道の手術後の方は②内視鏡検査のみ受診可能  
 自己負担金: 1,400円

⑥

### ④ 子宮頸がん検診

対象者: **20歳以上で偶数年齢になる女性の方**<sup>※2</sup> 施設 集団<sup>※1</sup> 2年に1回  
 \*生理中は検診を避けてください  
 内容: 子宮頸部(子宮の入り口)の粘膜細胞検査  
 自己負担金: 施設 800円 集団 500円

### ⑤ 乳がん検診

対象者: **40歳以上で偶数年齢になる女性の方**<sup>※2※3</sup> 施設 集団<sup>※1</sup> 2年に1回  
 \*次の項目に該当する方は原則受けられません  
 ※医師の判断で受けられる場合有  
 乳房疾患で治療中、乳がん治療後10年以内、自覚症状有(しこり・血性乳頭分泌・乳頭のただれ)、授乳中、断乳直後、妊娠中またはその可能性有、豊胸術、ペースメーカー埋没術、脳シャントチューブ・ポートの挿入中、乳房を挟めない  
 内容: マンモグラフィ(乳房X線撮影)  
 自己負担金: 施設・集団 600円

※2: 乳がん・子宮頸がん検診の特例措置  
 令和7年度の対象年に未受診の方は「奇数年齢受診券」の事前申請により受診可能となります。  
 オンライン申請または健康づくり課へ問合せください。  
 (申請から交付まで1~2週間要します。)



### ⑥ 前立腺がん検診

対象者: **50歳以上で偶数年齢になる男性の方** 施設 2年に1回  
 \*前立腺疾患で治療中または前立腺手術後の方は対象外となります  
 内容: 血液検査  
 自己負担金: 300円

※1: 乳がん・子宮頸がん検診の集団健診は、湖南地区のみ実施します。  
 ※3: 妊娠中、または妊娠をしている可能性のある方は、肺がん・胃がん・乳がん・骨粗鬆症検診が受けられません。  
 ※4: 郡山市に住民票があり、他市町村国保加入の方はがん検診は受けられません。

⑦

## 郡山市が実施するがん検診・健康診査

### ⑦ 肝炎ウイルス検診

施設 原則1回限定

対象者: ①40歳になる方または41歳以上で今まで受けたことのない方  
②今年度特定健診で肝機能検査の数値に異常がみられた方

内容: 血液検査 (B・C型肝炎ウイルス検査)

自己負担金: 無 料

### ⑧ 骨粗鬆症検診

施設 5年に1回

対象者: 40・45・50・55・60・65・70歳になる女性の方<sup>※3</sup>

\*以下の条件に該当する方は対象外となります

- ①骨粗鬆症の診断を受け通院中の方
- ②人工透析の治療を受けている方

内容: X線や超音波による手や足の骨量測定

自己負担金: 400円

### ⑨ 歯周疾患検診

施設 5年に1回

対象者: 40・45・50・55・60・65・70歳になる方

\*自覚症状のある方、治療中の方は対象外となります

内容: 歯、口腔の健康状態の確認

自己負担金: 無 料

※実施医療機関については、広報こおりやま5月号をご覧ください。

8

### ⑩ 特定健康診査

施設 毎年1回

対象者: ①40～74歳の郡山市国民健康保険被保険者 (受診する際は「受診券」も必ずご持参ください)  
②40～74歳の生活保護世帯の方、中国残留邦人等に対する支援給付受給の方

\*社会保険被保険者・被扶養者の方は、各医療保険者の案内に従って受診してください

内容: 問診、医師の診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、眼底検査、心電図検査

自己負担金: 無 料

### ⑪ 後期高齢者健康診査

施設 毎年1回

対象者: ①福島県後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方・65～74歳で一定の障がい有する方)

②75歳以上の生活保護世帯の方、中国残留邦人等に対する支援給付受給の方

\*長期入院中および施設入所者等については受けられません

内容: 上記特定健康診査に同じ

自己負担金: 無 料

注) 国民健康保険に加入されていて今年度75歳になる方は、⑩特定健康診査もしくは⑪後期高齢者健康診査のいずれか一方の受診となります。

9

